

平成 29 年 介護サービス施設・事業所調査の概況

目 次

調査の概要	1 頁
結果の概要	
【基本票編】	
施設・事業所の状況	
(1) 施設・事業所数	3
(2) 施設別定員の状況	4
(3) 定員階級別施設数及び構成割合	4
【詳細票編】	
1 開設（経営）主体別の状況	5
2 居宅サービス事業所等の状況	
(1) 利用人員階級別事業所数の構成割合	7
(2) 要介護（要支援）度別利用者数の構成割合	8
(3) 利用者 1 人当たり利用回数	9
(4) 訪問看護ステーションにおける利用者の状況	10
3 介護保険施設の状況	
(1) 定員、在所者数、利用率	11
(2) 室定員別室数の構成割合	11
(3) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設におけるユニットケアの状況	11
(4) 要介護度別在所者数の構成割合	12
4 従事者の状況	
(1) 1 施設・事業所当たり常勤換算従事者数	13
(2) 1 事業所当たり常勤換算看護・介護職員数	14
(3) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設の常勤換算看護・介護職員 1 人当たり在所者数	14
統計表	15
用語の定義	18

平成29年介護サービス施設・事業所調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載しています。
アドレス (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/24-22-2.html>)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1) 基本票

都道府県を対象とし、以下に掲げる施設・事業所の全数を把握した。

(2) 詳細票

基本票で把握した介護保険制度における全国の介護予防サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所（地域包括支援センター）、居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設を対象とし、これらの施設・事業所の全数を調査客体とした（（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導並びに医療施設がみなしで行っている（介護予防）訪問看護及び（介護予防）通所リハビリテーションを除く）。

	基本票		詳細票		
	施設・事業所数 ¹⁾	集計施設・事業所数 ²⁾	回収施設・事業所数 ³⁾	集計施設・事業所数 ⁴⁾	回収率(%) 3)/1)
介護予防サービス事業所					
介護予防訪問介護	35 384	34 160	28 082	27 331	79.4
介護予防訪問入浴介護	1 944	1 865	1 552	1 486	79.8
介護予防訪問看護ステーション	10 504	10 133	9 545	9 298	90.9
介護予防通所介護	41 561	40 870	35 786	35 357	86.1
介護予防通所リハビリテーション	8 035	7 837	7 372	7 196	91.7
介護予防短期入所生活介護	10 823	10 729	9 847	9 769	91.0
介護予防短期入所療養介護	5 281	5 223	4 841	4 788	91.7
介護予防特定施設入居者生活介護	4 672	4 657	4 189	4 175	89.7
介護予防福祉用具貸与	8 169	7 948	6 361	6 234	77.9
特定介護予防福祉用具販売	8 276	8 043	6 424	6 286	77.6
地域密着型介護予防サービス事業所					
介護予防認知症対応型通所介護	4 131	3 849	3 772	3 524	91.3
介護予防小規模多機能型居宅介護	4 915	4 842	4 369	4 316	88.9
介護予防認知症対応型共同生活介護	13 052	12 952	12 009	11 922	92.0
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	5 026	5 020	4 672	4 666	93.0
居宅サービス事業所					
訪問介護	36 564	35 311	28 908	28 147	79.1
訪問入浴介護	2 071	1 993	1 660	1 593	80.2
訪問看護ステーション	10 673	10 305	9 689	9 445	90.8
通所介護	23 763	23 597	20 544	20 439	86.5
通所リハビリテーション	8 114	7 915	7 439	7 261	91.7
短期入所生活介護	11 299	11 205	10 276	10 198	90.9
短期入所療養介護	5 422	5 359	4 972	4 915	91.7
特定施設入居者生活介護	5 026	5 010	4 514	4 499	89.8
福祉用具貸与	8 239	8 012	6 410	6 278	77.8
特定福祉用具販売	8 309	8 072	6 446	6 305	77.6
地域密着型サービス事業所					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	898	861	757	733	84.3
夜間対応型訪問介護	235	217	190	180	80.9
地域密着型通所介護	21 014	20 492	18 058	17 761	85.9
認知症対応型通所介護	4 445	4 146	4 043	3 780	91.0
小規模多機能型居宅介護	5 424	5 342	4 826	4 767	89.0
認知症対応型共同生活介護	13 397	13 346	12 308	12 265	91.9
地域密着型特定施設入居者生活介護	321	320	293	292	91.3
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	395	390	353	349	89.4
地域密着型介護老人福祉施設	2 160	2 158	2 019	2 019	93.5
居宅介護支援事業所	42 988	41 273	36 810	35 571	85.6
介護保険施設					
介護老人福祉施設	7 892	7 891	7 299	7 299	92.5
介護老人保健施設	4 325	4 322	3 986	3 984	92.2
介護療養型医療施設	1 212	1 196	1 138	1 125	93.9

注:1)施設・事業所数は、休止中の施設・事業所数を含む。

2)基本票の集計施設・事業所数は、活動中の施設・事業所数である。

3)回収施設・事業所数は、調査した結果、回収のあった施設・事業所数である。

4)詳細票の集計施設・事業所数は、回収施設・事業所数のうち活動中の施設・事業所数である。

3 調査の時期

平成29年10月 1 日

4 調査事項

(1) 基本票

- ① 施設基本票： 法人名、施設名、所在地、活動状況、定員
- ② 事業所基本票： 法人名、事業所名、所在地、活動状況

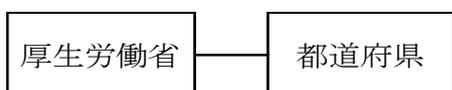
(2) 詳細票

- ① 介護保険施設： 開設・経営主体、在所者数、居室等の状況、従事者数等
- ② 居宅サービス事業所等： 開設・経営主体、利用者数、従事者数等

5 調査の方法及び系統

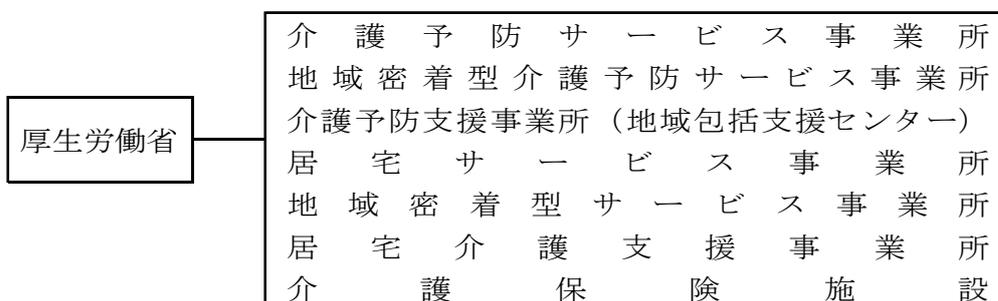
(1) 基本票

行政情報から把握可能な項目について、都道府県に対し、オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。



(2) 詳細票

基本票以外の項目について、厚生労働省から施設・事業所に対し、郵送及び一部オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。



6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の1/2未満の場合	0.0
減少数（率）の場合	△

(2) 集計対象は、活動中の施設・事業所である。

(3) この概況に掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(4) 複数のサービスを提供している事業所は、それぞれのサービスを提供している事業所数に計上している。例えば、1事業所において介護予防サービスと介護サービスを提供している場合、それぞれのサービスを提供している個々の事業所数に計上している。

結果の概要

【基本票編】

この結果は、基本票で把握した施設・事業所のうち、平成29年10月1日現在で活動中の施設・事業所について集計したものである。

施設・事業所の状況

(1) 施設・事業所数

介護予防サービスの事業所数をみると、介護予防訪問介護が34,160事業所、介護予防通所介護が40,870事業所となっており、介護サービスの事業所数をみると、訪問介護が35,311事業所、通所介護が23,597事業所となっている。

介護保険施設では、介護老人福祉施設が7,891施設、介護老人保健施設が4,322施設、介護療養型医療施設が1,196施設となっている。(表1)

表1 施設・事業所数(基本票)

	平成29年 (2017)	平成28年 (2016)	各年10月1日現在 対前年	
			増減数	増減率(%)
介護予防サービス事業所				
介護予防訪問介護	34 160	34 113	47	0.1
介護予防訪問入浴介護	1 865	1 930	△ 65	△ 3.4
介護予防訪問看護ステーション	10 133	9 356	777	8.3
介護予防通所介護	40 870	41 448	△ 578	△ 1.4
介護予防通所リハビリテーション	7 837	7 537	300	4.0
介護予防短期入所生活介護	10 729	10 455	274	2.6
介護予防短期入所療養介護	5 223	5 179	44	0.8
介護予防特定施設入居者生活介護	4 657	4 528	129	2.8
介護予防福祉用具貸与	7 948	7 957	△ 9	△ 0.1
特定介護予防福祉用具販売	8 043	8 078	△ 35	△ 0.4
地域密着型介護予防サービス事業所				
介護予防認知症対応型通所介護	3 849	3 900	△ 51	△ 1.3
介護予防小規模多機能型居宅介護	4 842	4 611	231	5.0
介護予防認知症対応型共同生活介護	12 952	12 761	191	1.5
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	5 020	4 873	147	3.0
居宅サービス事業所				
訪問介護	35 311	35 013	298	0.9
訪問入浴介護	1 993	2 077	△ 84	△ 4.0
訪問看護ステーション	10 305	9 525	780	8.2
通所介護	23 597	23 038	559	2.4
通所リハビリテーション	7 915	7 638	277	3.6
短期入所生活介護	11 205	10 925	280	2.6
短期入所療養介護	5 359	5 331	28	0.5
特定施設入居者生活介護	5 010	4 858	152	3.1
福祉用具貸与	8 012	8 030	△ 18	△ 0.2
特定福祉用具販売	8 072	8 111	△ 39	△ 0.5
地域密着型サービス事業所				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	861	735	126	17.1
夜間対応型訪問介護	217	226	△ 9	△ 4.0
地域密着型通所介護	20 492	21 063	△ 571	△ 2.7
認知症対応型通所介護	4 146	4 239	△ 93	△ 2.2
小規模多機能型居宅介護	5 342	5 125	217	4.2
認知症対応型共同生活介護	13 346	13 069	277	2.1
地域密着型特定施設入居者生活介護	320	310	10	3.2
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	390	305	85	27.9
地域密着型介護老人福祉施設	2 158	1 977	181	9.2
居宅介護支援事業所	41 273	40 686	587	1.4
介護保険施設				
介護老人福祉施設	7 891	7 705	186	2.4
介護老人保健施設	4 322	4 241	81	1.9
介護療養型医療施設	1 196	1 324	△ 128	△ 9.7

注: 複数のサービスを提供している事業所は、各々に計上している。

(2) 施設別定員の状況

介護保険施設の種類ごとに定員をみると、介護老人福祉施設が 542,498 人、介護老人保健施設が 372,679 人、介護療養型医療施設が 53,352 人となっている。

介護保険施設の種類ごとに 1 施設当たり定員をみると、介護老人福祉施設が 68.7 人、介護老人保健施設が 86.2 人、介護療養型医療施設が 44.6 人となっている。(表 2)

表 2 施設数、定員、1 施設当たり定員 (基本票)

各年10月1日現在

	施設数		定員(人)		1 施設当たり定員 (人)	
	平成29年 (2017)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成28年 (2016)
介護老人福祉施設	7 891	7 705	542 498	530 280	68.7	68.8
介護老人保健施設	4 322	4 241	372 679	370 366	86.2	87.3
介護療養型医療施設 ¹⁾	1 196	1 324	53 352	59 106	44.6	44.6

注: 1) 介護療養型医療施設における「定員」は、介護指定病床数である。

(3) 定員階級別施設数及び構成割合

介護保険施設の種類ごとに定員階級別施設数の構成割合をみると、介護老人福祉施設は「50～59 人」が 31.5%、介護老人保健施設は「100～109 人」が 36.7%、介護療養型医療施設は「10～19 人」が 19.6%と、それぞれ最も多くなっている (表 3)。

表 3 定員階級別施設数及び構成割合 (基本票)

平成29年10月1日現在

	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護療養型医療施設 ¹⁾	
	施設数	構成割合 (%)	施設数	構成割合 (%)	施設数	構成割合 (%)
総 数	7 891	100.0	4 322	100.0	1 196	100.0
1～ 9 人	.	.	5	0.1	205	17.1
10～ 19	.	.	83	1.9	235	19.6
20～ 29	.	.	214	5.0	113	9.4
30～ 39	636	8.1	67	1.6	120	10.0
40～ 49	404	5.1	129	3.0	121	10.1
50～ 59	2 484	31.5	338	7.8	121	10.1
60～ 69	710	9.0	228	5.3	88	7.4
70～ 79	683	8.7	249	5.8	19	1.6
80～ 89	1 275	16.2	606	14.0	18	1.5
90～ 99	374	4.7	338	7.8	40	3.3
100～ 109	784	9.9	1 586	36.7	21	1.8
110～ 119	166	2.1	52	1.2	22	1.8
120～ 129	143	1.8	101	2.3	20	1.7
130～ 139	66	0.8	45	1.0	5	0.4
140～ 149	44	0.6	47	1.1	4	0.3
150 人以上	122	1.5	234	5.4	44	3.7

注: 1) 介護療養型医療施設における「定員」は、介護指定病床数である。

【 詳細票編 】

この結果は、基本票で把握した施設・事業所について、平成29年10月1日現在の状況を詳細票により調査し、回収された施設・事業所のうち活動中の施設・事業所について集計したものである。

調査方法の変更等により回収率が変動しているため、施設・事業所数、在所者数、利用者数、従事者数等については、実数での年次比較は行っていない。

1 開設（経営）主体別の状況

介護保険施設の種類ごとに開設主体別施設数の構成割合をみると、介護老人福祉施設では「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」が94.8%と最も多く、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設では「医療法人」が75.3%、83.4%とそれぞれ最も多くなっている（表4）。

介護サービス事業所の種類ごとに開設（経営）主体別事業所数の構成割合をみると、多くのサービスで「営利法人（会社）」が最も多くなっているが、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設及び介護予防支援事業所（地域包括支援センター）では「社会福祉法人」が最も多く、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護では「医療法人」が最も多くなっている（表5）。

表4 開設主体別施設数の構成割合（詳細票）

（単位：％）

平成29年10月1日現在

	総数	都道府県	市区町村	広域連合・ 一部 事務組合	日本赤 十字社・ 社会保険 関係団体 ・独立行 政法人	社会福祉 協議会	社会福祉 法人(社会 福祉協議会 以外)	医療法人	社団・財団 法人	その他の 法人	その他
介護保険施設											
介護老人福祉施設	100.0	0.5	3.1	1.3	0.1	0.2	94.8	・	・	0.0	・
介護老人保健施設	100.0	0.0	3.6	0.5	1.7	-	15.0	75.3	2.8	1.0	0.1
介護療養型医療施設	100.0	-	4.7	0.3	1.1	-	1.1	83.4	2.3	0.6	6.6

表5 開設（経営）主体別事業所数の構成割合（詳細票）

（単位：％）

平成29年10月1日現在

	総数	地方公共 団体	日本赤 十字社・ 社会保険 関係団体 ・独立行 政法人	社会福祉 法人 1)	医療法人	社団・ 財団法人	協同組合	営利法人 (会社)	特 定 非 営 利 活動法人 (NPO)	その他
居宅サービス事業所										
（訪問系）										
訪問介護	100.0	0.3	…	18.2	6.2	1.4	2.3	66.2	5.0	0.4
訪問入浴介護	100.0	0.1	…	34.8	1.9	0.6	0.6	61.6	0.4	-
訪問看護ステーション	100.0	2.1	2.0	6.7	27.3	8.2	1.9	49.6	1.6	0.6
（通所系）										
通所介護	100.0	0.5	…	38.8	8.3	0.6	1.6	48.5	1.6	0.1
通所リハビリテーション	100.0	2.7	1.3	8.3	77.3	2.7	…	0.1	…	7.6
介護老人保健施設	100.0	3.5	2.0	16.2	74.3	3.1	…	-	…	0.9
医療施設	100.0	2.0	0.7	1.4	80.0	2.3	…	0.1	…	13.5
（その他）										
短期入所生活介護	100.0	1.7	…	83.4	3.5	0.1	0.4	10.3	0.4	0.2
短期入所療養介護	100.0	3.8	1.6	11.9	77.6	2.9	…	-	…	2.1
介護老人保健施設	100.0	3.5	1.8	15.3	75.3	3.1	…	-	…	1.0
医療施設	100.0	4.9	1.1	0.5	85.3	2.3	…	-	…	6.0
特定施設入居者生活介護	100.0	0.8	…	23.8	6.2	0.6	0.4	67.4	0.4	0.6
福祉用具貸与	100.0	0.0	…	2.3	1.3	0.4	1.5	93.5	0.7	0.3
特定福祉用具販売	100.0	-	…	1.8	1.0	0.4	1.5	94.5	0.7	0.3
地域密着型サービス事業所										
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	100.0	-	…	30.6	17.1	2.0	3.4	45.0	1.5	0.4
夜間対応型訪問介護	100.0	0.6	…	36.7	8.9	2.2	2.8	46.7	2.2	-
地域密着型通所介護	100.0	0.3	…	11.7	3.9	0.9	1.1	75.3	6.3	0.5
認知症対応型通所介護	100.0	0.3	…	44.3	11.9	0.9	1.4	35.3	5.7	0.2
小規模多機能型居宅介護	100.0	0.1	…	31.9	12.8	0.7	2.1	46.1	5.9	0.4
認知症対応型共同生活介護	100.0	0.1	…	24.4	16.5	0.4	0.6	53.6	4.3	0.2
地域密着型特定施設入居者生活介護	100.0	-	…	31.2	16.4	0.7	0.7	48.3	2.4	0.3
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	100.0	-	…	18.1	20.3	4.9	3.2	50.1	3.4	-
地域密着型介護老人福祉施設	100.0	4.1	-	95.9	-
介護予防支援事業所（地域包括支援センター）	100.0	24.5	…	55.2	13.6	3.4	1.1	1.5	0.6	0.3
居宅介護支援事業所	100.0	0.8	…	25.1	16.0	2.4	2.2	49.9	3.2	0.6

注：訪問看護ステーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護及び地域密着型介護老人福祉施設については、開設主体であり、それ以外は、経営主体である。

1)「社会福祉法人」には社会福祉協議会を含む。

2 居宅サービス事業所等の状況

(1) 利用人員階級別事業所数の構成割合

平成29年9月中の利用人員階級別に事業所数の構成割合をみると、介護予防サービスでは「1～9人」が多くなっており、介護サービスではおおむね「1～19人」、「20～39人」が多くなっている。

1事業所当たり利用者数をみると、介護予防サービスでは介護予防支援事業所(地域包括支援センター)が219.2人、介護予防通所リハビリテーションが21.4人、介護予防通所介護が11.7人となっている。

また、介護サービスでは居宅介護支援事業所が68.0人、訪問看護ステーションが65.4人、通所リハビリテーションが59.3人となっている。(表6、表7)

表6 利用人員階級別事業所数の構成割合(介護予防サービス)(詳細票)

(単位:%)		平成29年10月1日現在										
	総数	利用者なし	1～9人	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80人以上	9月中の1事業所当たり利用者数(人) ¹⁾
介護予防サービス事業所												
(訪問系)												
介護予防訪問介護	100.0	34.5	39.9	14.8	5.7	2.3	1.2	0.7	0.3	0.2	0.4	11.4
介護予防訪問入浴介護	100.0	83.3	16.7	-	-	-	-	-	-	-	-	1.3
介護予防訪問看護ステーション ²⁾	100.0	20.9	56.8	15.1	4.4	1.5	0.5	0.3	0.1	0.2	0.2	8.4
(通所系)												
介護予防通所介護	100.0	31.5	43.1	14.1	5.4	2.6	1.3	0.8	0.5	0.3	0.6	11.7
介護予防通所リハビリテーション	100.0	9.5	28.5	26.8	15.6	7.7	4.4	2.6	1.6	0.9	2.2	21.4
介護老人保健施設	100.0	5.9	31.8	29.8	16.2	7.4	4.0	2.1	1.1	0.5	1.2	18.7
医療施設	100.0	12.7	25.7	24.1	15.1	7.9	4.8	3.1	2.1	1.3	3.1	24.0
(その他)												
介護予防短期入所生活介護 ³⁾	100.0	50.2	49.4	0.4	0.1	-	-	-	-	-	-	2.2
介護予防短期入所療養介護	100.0	84.2	15.8	-	-	-	-	-	-	-	-	1.4
介護老人保健施設	100.0	80.9	19.1	-	-	-	-	-	-	-	-	1.5
医療施設	100.0	96.1	3.9	-	-	-	-	-	-	-	-	1.2
介護予防特定施設入居者生活介護	100.0	14.8	62.8	18.2	3.1	0.7	0.3	0.1	0.0	0.0	0.0	7.4
介護予防福祉用具貸与	100.0	13.9	22.9	11.1	7.6	6.1	4.9	4.0	3.3	2.1	24.0	78.1
地域密着型介護予防サービス事業所												
介護予防認知症対応型通所介護	100.0	84.6	15.2	0.1	-	-	-	-	-	-	-	1.8
介護予防小規模多機能型居宅介護	100.0	22.6	76.2	1.0	0.1	・	・	・	・	・	・	3.1
介護予防認知症対応型共同生活介護	100.0	93.4	6.6	-	-	-	-	-	-	-	-	1.1
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	100.0	1.9	1.0	1.9	1.5	2.2	2.4	2.2	3.1	3.1	80.7	219.2

注:1)「9月中の1事業所当たり利用者数」は、利用者なしの事業所を除いて算出した。

2)「介護予防訪問看護ステーション」は、健康保険法等のみによる利用者を含まない。

3)「介護予防短期入所生活介護」は、空床利用型の事業所を含まない。

表7 利用人員階級別事業所数の構成割合(介護サービス)(詳細票)

(単位:%)		平成29年10月1日現在										
	総数	利用者なし	1～19人	20～39	40～59	60～79	80～99	100～119	120～139	140～159	160人以上	9月中の1事業所当たり利用者数(人) ¹⁾
居宅サービス事業所												
(訪問系)												
訪問介護	100.0	4.1	34.6	32.7	15.7	6.4	2.9	1.6	0.7	0.5	0.9	34.5
訪問入浴介護	100.0	5.1	39.6	21.7	15.7	9.0	5.0	2.3	0.7	0.3	0.6	34.9
訪問看護ステーション ²⁾	100.0	3.3	15.3	22.3	19.4	13.8	8.6	5.5	3.5	2.3	5.9	65.4
(通所系)												
通所介護	100.0	1.9	5.3	28.0	31.8	19.9	8.0	2.8	1.0	0.5	0.7	53.9
通所リハビリテーション	100.0	6.9	12.9	20.0	21.2	16.3	10.2	5.6	2.7	1.6	2.5	59.3
介護老人保健施設	100.0	2.1	6.5	16.2	23.1	20.5	13.0	8.6	3.9	2.5	3.7	70.1
医療施設	100.0	11.2	18.7	23.3	19.4	12.6	7.8	3.0	1.6	0.9	1.5	48.9
(その他)												
短期入所生活介護 ³⁾	100.0	2.5	27.6	37.9	20.0	8.0	2.4	0.9	0.4	0.2	0.1	34.3
短期入所療養介護	100.0	29.9	54.2	11.8	3.1	0.6	0.1	0.1	0.1	-	0.1	13.8
介護老人保健施設	100.0	16.9	63.2	14.8	3.9	0.8	0.2	0.1	0.1	-	0.1	14.4
医療施設	100.0	74.6	23.6	1.4	0.4	-	-	-	-	-	-	6.6
特定施設入居者生活介護	100.0	1.1	15.0	42.4	29.5	8.3	2.5	0.6	0.2	0.2	0.2	38.6
福祉用具貸与	100.0	6.9	15.6	8.8	6.8	5.7	5.3	4.7	3.9	3.3	39.1	253.7
地域密着型サービス事業所												
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⁴⁾	100.0	8.5	56.3	21.6	7.1	3.5	1.0	0.8	0.4	0.1	0.7	22.7
夜間対応型訪問介護	100.0	25.0	50.6	10.6	6.1	2.8	1.1	2.2	-	-	-	1.7
地域密着型通所介護	100.0	4.1	46.9	40.7	6.9	1.1	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	22.2
認知症対応型通所介護	100.0	15.8	53.1	28.3	2.2	0.3	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	17.2
小規模多機能型居宅介護	100.0	2.6	58.1	39.3	・	・	・	・	・	・	・	17.7
認知症対応型共同生活介護	100.0	1.7	93.1	5.2	0.0	-	-	-	-	-	-	14.7
地域密着型特定施設入居者生活介護	100.0	2.4	28.4	69.2	・	・	・	・	・	・	・	22.7
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	100.0	1.4	44.7	52.4	1.4	・	・	・	・	・	・	19.9
地域密着型介護老人福祉施設	100.0	-	14.6	85.4	・	・	・	・	・	・	・	24.9
居宅介護支援事業所	100.0	3.7	12.9	25.3	14.6	12.4	9.5	7.1	5.0	3.2	6.2	68.0

注:1)「9月中の1事業所当たり利用者数」は、利用者なしの事業所を除いて算出した。

2)「訪問看護ステーション」は、健康保険法等の利用者を含む。

3)「短期入所生活介護」は、空床利用型の事業所を含まない。

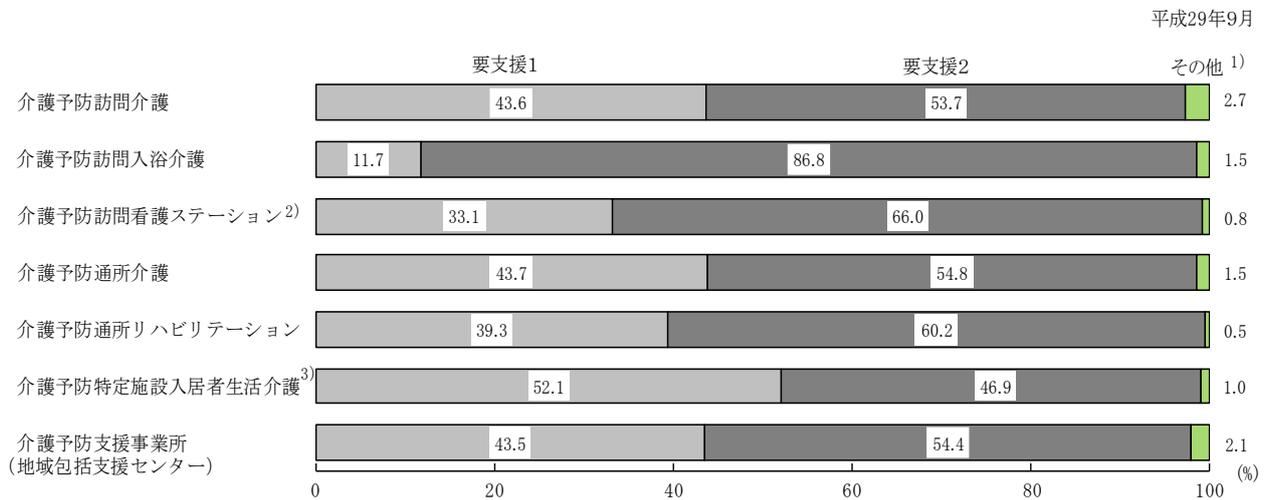
4)「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は、健康保険法等の利用者を含み、連携型事業所の訪問看護利用者を含まない。

(2) 要介護（要支援）度別利用者数の構成割合

平成29年9月中の介護予防サービスの要支援度別利用者数の構成割合をみると、多くの介護予防サービスにおいて「要支援2」が多くなっている（図1）。

平成29年9月中の介護サービスの要介護度別利用者数の構成割合をみると、訪問入浴介護では「要介護5」が最も多くなっている（図2）。

図1 要支援度別利用者数の構成割合（介護予防サービス）（詳細票）

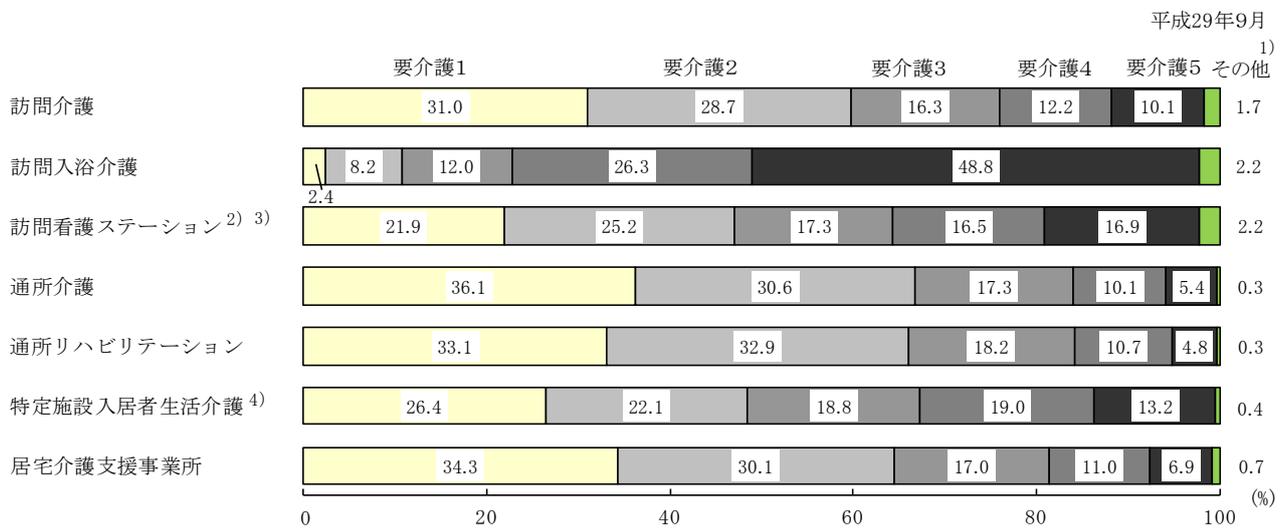


注: 1)「その他」は、要支援認定申請中等である。

2)「介護予防訪問看護ステーション」は、健康保険法等のみによる利用者を含まない。

3)「介護予防特定施設入居者生活介護」は、9月末日の利用者数である。

図2 要介護度別利用者数の構成割合（介護サービス）（詳細票）



注: 1)「その他」は、要介護認定申請中等である。

2)「訪問看護ステーション」は、健康保険法等のみによる利用者を含まない。

3)訪問看護ステーションの「その他」は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携による利用者も含む。

4)「特定施設入居者生活介護」は、9月末日の利用者数である。

(3) 利用者1人当たり利用回数

平成29年9月中の利用者1人当たり利用回数をみると、訪問介護が19.7回、通所介護が9.1回となっている(表8)。

表8 利用者1人当たり利用回数(詳細票)

	各年9月	
	平成29年 (2017)	平成28年 (2016)
介護予防サービス事業所		
(訪問系)		
介護予防訪問介護	5.8	6.0
介護予防訪問入浴介護	4.3	4.3
介護予防訪問看護ステーション ¹⁾	4.7	4.8
(通所系)		
介護予防通所介護	5.1	5.3
介護予防通所リハビリテーション	5.7	5.8
介護老人保健施設	6.0	6.0
医療施設	5.5	5.6
(その他)		
介護予防短期入所生活介護 ^{2) 3)}	5.3	5.4
介護予防短期入所療養介護 ³⁾	4.9	4.9
介護老人保健施設	4.8	4.9
医療施設	5.3	5.6
地域密着型介護予防サービス事業所		
介護予防認知症対応型通所介護	5.3	5.4
介護予防小規模多機能型居宅介護	17.8	18.2
居宅サービス事業所		
(訪問系)		
訪問介護	19.7	19.3
訪問入浴介護	5.0	5.0
訪問看護ステーション ⁴⁾	6.9	6.8
(通所系)		
通所介護	9.1	9.0
通所リハビリテーション	8.2	8.2
介護老人保健施設	8.4	8.4
医療施設	7.9	8.0
(その他)		
短期入所生活介護 ^{2) 3)}	10.2	10.3
短期入所療養介護 ³⁾	7.3	7.4
介護老人保健施設	7.2	7.3
医療施設	10.2	9.8
地域密着型サービス事業所		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⁵⁾	97.8	106.3
夜間対応型訪問介護	7.1	5.2
地域密着型通所介護	8.1	8.2
認知症対応型通所介護	9.7	9.8
小規模多機能型居宅介護	35.5	35.6
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	39.4	42.9

注: 1)「介護予防訪問看護ステーション」は、健康保険法等のみによる利用者を含まない。

2)「(介護予防)短期入所生活介護」は、空床利用型の利用者を含まない。

3)「(介護予防)短期入所生活介護」及び「(介護予防)短期入所療養介護」は、1人当たり利用日数である。

4)「訪問看護ステーション」は、健康保険法等の利用者を含む。

5)「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は、健康保険法等の利用者を含み、連携型事業所の訪問看護利用者を含まない。

(4) 訪問看護ステーションにおける利用者の状況

平成29年9月中の利用者の状況をみると、利用者1人当たり訪問回数は、介護予防サービスでは4.7回、介護サービスでは6.3回となっている。利用者1人当たり訪問回数を要介護（要支援）度別にみると、「要介護5」が8.1回と最も多く、要介護度が高くなるに従い訪問回数が多くなっている。1事業所当たり利用者数をみると、介護予防サービスでは8.4人、介護サービスでは43.7人、1事業所当たり延利用者数は、介護予防サービスでは39.6人、介護サービスでは275.5人となっている。（表9、図3）

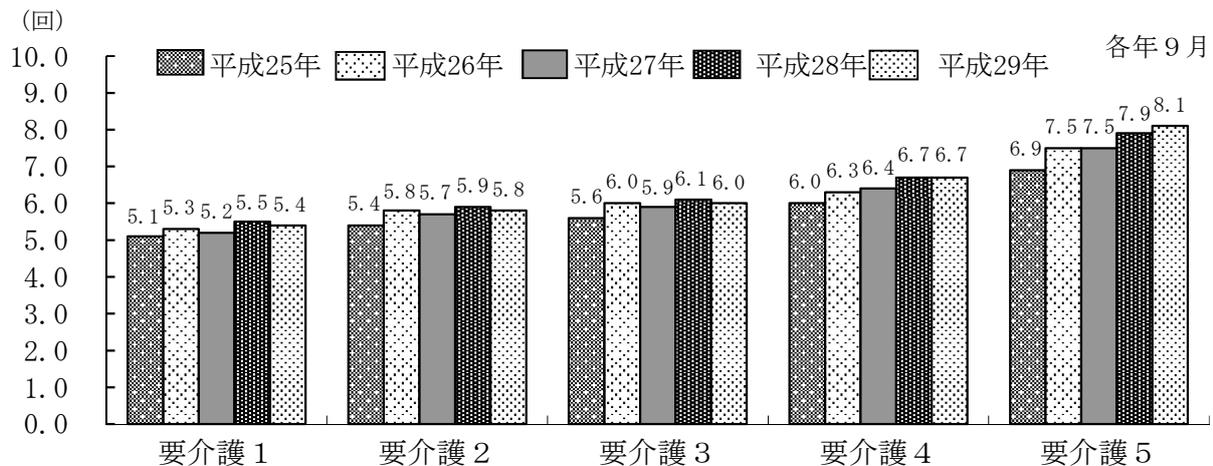
表9 要介護（要支援）度別利用者の状況（詳細票）

平成29年9月			
	利用者1人当たり 訪問回数(回)	1事業所当たり 利用者数(人) ¹⁾	1事業所当たり 延利用者数(人) ¹⁾
介護予防サービス ²⁾	4.7	8.4	39.6
要支援1	4.0	2.8	11.1
要支援2	5.1	5.5	28.2
介護サービス ³⁾	6.3	43.7	275.5
要介護1	5.4	9.6	51.3
要介護2	5.8	11.0	64.0
要介護3	6.0	7.6	45.7
要介護4	6.7	7.2	48.7
要介護5	8.1	7.4	59.9

注：健康保険法等のみによる利用者を含まない。

- 1) 「1事業所当たり利用者数」及び「1事業所当たり延利用者数」は、利用者なしの事業所を除いて算出した。
- 2) 「介護予防サービス」は、要支援認定申請中を含む。
- 3) 「介護サービス」は、要介護認定申請中、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携による利用者等を含む。

図3 要介護度別利用者1人当たり訪問回数の年次推移（詳細票）



注：健康保険法等のみによる利用者を含まない。

3 介護保険施設の状況

(1) 定員、在所者数、利用率

介護保険施設の種類ごとに1施設当たり定員をみると、介護老人福祉施設が68.9人、介護老人保健施設が86.3人、介護療養型医療施設が44.7人、1施設当たり在所者数は、それぞれ66.6人、77.4人、40.3人となっており、利用率は介護老人福祉施設、介護療養型医療施設で9割を超えている（表10）。

表10 1施設当たり定員、在所者数、利用率（詳細票）

	各年10月1日現在					
	1施設当たり定員(人)		1施設当たり在所者数(人)		利用率(%) ¹⁾	
	平成29年(2017)	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成28年(2016)
介護老人福祉施設	68.9	68.8	66.6	66.7	96.6	96.9
介護老人保健施設	86.3	87.1	77.4	78.3	89.7	89.9
介護療養型医療施設 ²⁾	44.7	44.8	40.3	40.6	90.1	90.7
診療所(再掲)	9.0	9.1	6.5	6.7	71.9	73.4

注:1)「利用率」は、定員に対する在所者数の割合である。

2)介護療養型医療施設における「定員」は、介護指定病床数である。

(2) 室定員別室数の構成割合

介護保険施設の種類ごとに室定員別室数の構成割合をみると、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設では「個室」が74.6%、45.7%とそれぞれ最も多く、介護療養型医療施設では「4人室」が51.5%と最も多くなっている（表11）。

表11 室定員別室数の構成割合（詳細票）

	(単位:%)						各年10月1日現在	
	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護療養型医療施設			
	平成29年(2017)	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成28年(2016)		
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
個室	74.6	73.4	45.7	45.1	21.5	21.0		
ユニット型	60.8	59.1	16.2	15.6	1.0	0.9		
その他	13.8	14.3	29.6	29.5	20.5	20.1		
2人室	7.7	7.9	12.0	12.1	17.2	17.6		
ユニット型	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-		
その他	7.6	7.9	12.0	12.1	17.2	17.6		
3人室	0.8	0.8	2.1	2.1	9.7	10.1		
4人室	16.9	17.8	40.2	40.7	51.5	51.1		
5人以上室	0.1	0.1	・	・	0.1	0.1		

注:「ユニット型」とはユニットの中の居室(療養室)であり、「その他」とはユニット型以外の居室(療養室)である。

(3) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設におけるユニットケアの状況

介護老人福祉施設、介護老人保健施設におけるユニットケアの状況をみると、ユニットケアを実施している施設は介護老人福祉施設が37.9%、介護老人保健施設が10.4%となっており、平均ユニット数は、それぞれ7.1ユニット、5.7ユニットとなっている（表12）。

表12 ユニットケアの状況（詳細票）

	平成29年10月1日現在	
	介護老人福祉施設	介護老人保健施設
ユニットケア実施施設数の割合(%)	37.9	10.4
ユニットケア実施施設の定員の割合(%)	38.6	6.8
平均ユニット数 ¹⁾	7.1	5.7
1ユニット当たりの定員(人)	9.9	10.0

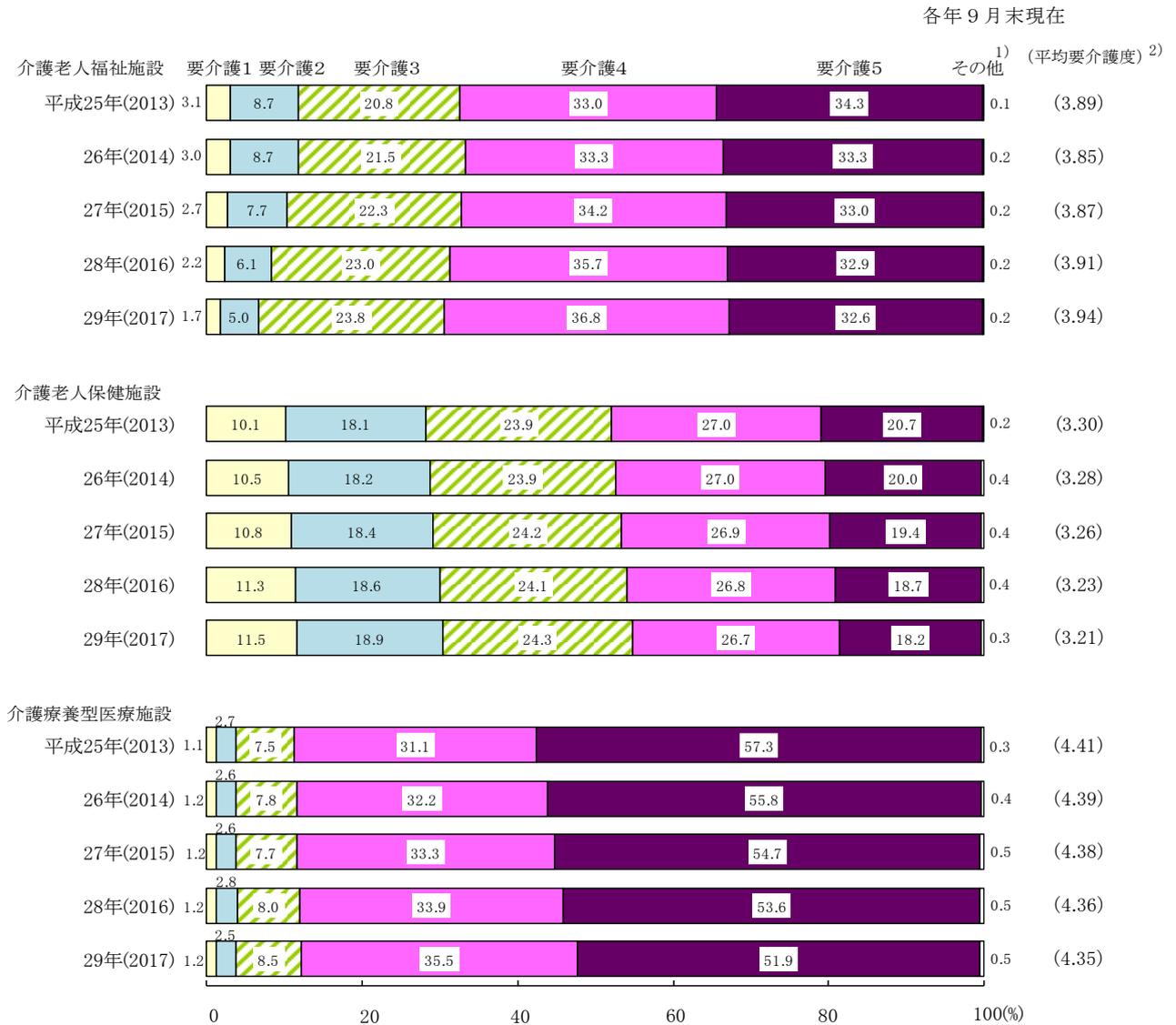
注:介護老人福祉施設、介護老人保健施設におけるユニットとは、少数の居室(療養室)及び当該居室(療養室)に近接して設けられる共同生活室(当該居室(療養室)の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。)により、一体的に構成される場所をいう。

1)「平均ユニット数」は、ユニットケアを実施する施設におけるユニット数の平均である。

(4) 要介護度別在所要者数の構成割合

介護保険施設の種類ごとに平成29年の要介護度別在所要者数の構成割合をみると、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設では「要介護4」が36.8%、26.7%とそれぞれ最も多くなっている。介護療養型医療施設では「要介護5」が51.9%と最も多くなっている。(図4)

図4 要介護度別在所要者数（構成割合）の年次推移（詳細票）



注：1)「その他」は、要介護認定申請中等である。

2)「平均要介護度」は、以下の算式により計算した。

$$\text{平均要介護度} = \frac{\text{在所要者の要介護度の合計}}{\text{要介護1～5の在所要者数の合計}}$$

4 従事者の状況

(1) 1施設・事業所当たり常勤換算従事者数

1事業所当たり常勤換算従事者数をみると、訪問介護が7.9人、通所介護が11.3人となっている。

また、介護保険施設の1施設当たり常勤換算従事者数をみると、介護老人福祉施設が44.8人、介護老人保健施設が52.1人、介護療養型医療施設が35.7人となっている。(表13)

表13 1施設・事業所当たり常勤換算従事者数(詳細票)

(単位:人)

平成29年10月1日現在

	訪問系			通所系				その他			介護保険施設		
	訪問介護	訪問入浴 介護	訪問看護 ステーション	通所介護	地域密着型 通所介護	通所リハビリテーション		短期入所 生活介護 ¹⁾	特定施設 入居者 生活介護	認知症対 応型共同 生活介護	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設 ²⁾
						介護老人 保健施設	医療施設						
総数	7.9	5.9	7.1	11.3	5.8	12.7	9.6	19.1	25.7	13.4	44.8	52.1	35.7
医師	0.0	0.0	0.6	0.7	0.2	0.2	1.1	2.7
看護師 ³⁾	...	1.0	4.5	0.7	0.3	0.6	0.7	1.0	1.9	* 0.2	2.3	5.3	6.9
准看護師	...	0.9	0.5	0.6	0.2	0.5	0.4	0.8	1.1	* 0.2	1.7	4.6	6.1
機能訓練指導員	1.0	0.6	0.5	0.6	...	0.8
看護師(再掲)	0.3	0.2	0.1	0.2	...	0.2
准看護師(再掲)	0.3	0.2	0.1	0.1	...	0.2
理学療法士	1.0	※ 0.2	※ 0.1	1.4	1.7	※ 0.1	※ 0.1	...	※ 0.1	1.9	1.8
作業療法士	0.5	※ 0.1	※ 0.0	0.9	0.6	※ 0.0	※ 0.1	...	※ 0.1	1.3	0.9
言語聴覚士	0.1	※ 0.0	※ 0.0	0.2	0.1	※ 0.0	※ 0.0	...	※ 0.0	0.3	0.4
柔道整復師	※ 0.1	※ 0.1	※ 0.0	※ 0.1	...	※ 0.1
あん摩マッサージ指圧師	※ 0.1	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	...	※ 0.1
介護支援専門員	0.4	...	** 0.6	1.2	1.5	1.1
計画作成担当者	0.9	0.9
生活相談員・支援相談員	1.4	1.2	0.9	1.1	...	1.3	1.6	...
社会福祉士(再掲)	0.2	0.1	0.2	0.1	...	0.4	0.7	...
介護職員(訪問介護員)	7.3	3.6	...	6.2	2.7	8.1	5.3	12.5	17.1	11.6	29.8	27.4	13.6
介護福祉士(再掲)	3.7	1.5	...	2.6	0.8	5.2	3.0	7.1	7.5	4.7	18.0	18.3	6.6
実務者研修修了者(再掲)	0.4	0.2
旧介護職員基礎研修 課程修了者(再掲)	0.1	0.0
旧ホームヘルパー1級 研修課程修了者(再掲)	0.2	0.0
初任者研修修了者(再掲)	2.8	0.9
障害者生活支援員	0.0
管理栄養士	0.0	0.0	0.3	0.1	0.4	0.9	1.0	0.9
栄養士	0.0	0.0	0.1	0.0	0.2	0.2	0.2	0.2
歯科衛生士	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
調理員	0.4	0.2	0.9	2.0	1.6	...
その他の職員	0.5	0.4	0.5	0.9	0.5	1.5	3.0	0.8	3.6	3.9	...

注：常勤換算従事者数は調査した職種分のみであり、調査した職種以外は「…」とした。

介護予防を一体的に行っている事業所の従事者を含む。

介護予防のみ行っている事業所は対象外とした。

従事者数不詳の事業所を除いて算出した。

職種については抜粋であり、詳細な職種については15～17頁の統計表を参照。

「※」は機能訓練指導員の再掲である。

「*」は介護職員の再掲である。

「**」は計画作成担当者の再掲である。

1) 「短期入所生活介護」は、空床利用型のみに従事者を含まない。

2) 「介護療養型医療施設」は、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。

3) 「看護師」は、保健師及び助産師を含む。

(2) 1事業所当たり常勤換算看護・介護職員数

1事業所当たり常勤換算看護・介護職員数をみると、訪問介護が7.3人、通所リハビリテーションが7.7人となっている。

平成29年9月中の常勤換算看護・介護職員1人当たり延利用者数をみると、訪問介護が96.3人、通所リハビリテーションが75.4人となっている。(表14)

表14 1事業所当たり常勤換算看護・介護職員数(詳細票)

(単位:人) 各年10月1日現在

	1事業所当たり 常勤換算 看護・介護職員数 ¹⁾		常勤換算看護・介護職員 1人当たり 9月中の延利用者数 ²⁾	
	平成29年 (2017)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成28年 (2016)
(訪問系)				
訪問介護	7.3	7.3	96.3	95.7
訪問入浴介護	5.5	5.3	31.0	30.9
訪問看護ステーション	5.1	4.8	93.6	93.4
(通所系)				
通所介護	7.4	7.5	71.8	75.0
地域密着型通所介護	3.2	3.1	53.6	54.4
通所リハビリテーション	7.7	7.8	75.4	74.2
介護老人保健施設	9.2	9.2	74.2	73.8
医療施設	6.4	6.5	77.0	74.9
(その他)				
短期入所生活介護 ³⁾	14.3	14.2	24.4	24.9
特定施設入居者生活介護 ⁴⁾	20.0	19.9	…	…
認知症対応型共同生活介護 ⁴⁾	11.6	11.5	…	…

注:介護予防を一体的に行っている事業所の従事者を含む。

介護予防のみ行っている事業所は対象外とした。

看護・介護職員とは、保健師、助産師、看護師、准看護師及び介護職員(訪問介護員)のことである。

1)「1事業所当たり常勤換算看護・介護職員数」は、従事者数不詳の事業所を除いて算出した。

2)「常勤換算看護・介護職員1人当たり9月中の延利用者数」は、従事者数不詳の事業所を除いて算出した。

3)「短期入所生活介護」は、空床利用型のみに従事者を含まない。

4)「特定施設入居者生活介護」及び「認知症対応型共同生活介護」については、9月中の延利用者数を調査していないため、「常勤換算看護・介護職員1人当たり9月中の延利用者数」は算出できない。

(3) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設の常勤換算看護・介護職員1人当たり在所者数

介護老人福祉施設、介護老人保健施設の常勤換算看護・介護職員1人当たり在所者数をみると、介護老人福祉施設が2.0人、介護老人保健施設が2.1人となっている(表15)。

表15 常勤換算看護・介護職員1人当たり在所者数(詳細票)

(単位:人) 各年10月1日現在

	介護老人福祉施設		介護老人保健施設	
	平成29年 (2017)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成28年 (2016)
看護・介護職員	2.0	2.0	2.1	2.1
看護職員 ¹⁾	16.6	16.8	7.8	7.9
介護職員	2.2	2.2	2.8	2.8

注:1)「看護職員」とは、看護師(保健師を含む)、准看護師のことである。

統計表 1施設・事業所当たり常勤換算従事者数(3-1)(詳細票)

(単位:人) 平成29年10月1日現在

	訪問介護			訪問入浴介護			訪問看護ステーション			通所介護			通所リハビリテーション (介護老人保健施設)			通所リハビリテーション (医療施設)			短期入所生活介護 ¹⁾			特定施設入居者生活介護				
	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤		
総数	7.9	4.7	3.1	5.9	3.5	2.3	7.1	5.5	1.6	11.3	7.6	3.7	12.7	10.6	2.1	9.6	7.8	1.7	19.1	15.9	3.2	25.7	19.9	5.8		
施設長		
医師	0.0	0.0	0.0	0.6	0.6	0.1	0.7	0.7	0.0	0.2	0.0	0.1		
歯科医師		
薬剤師		
看護師 ²⁾	1.0	0.4	0.6	4.5	3.4	1.1	0.7	0.3	0.3	0.6	0.4	0.2	0.7	0.5	0.2	1.0	0.8	0.2	1.9	1.4	0.5		
准看護師	0.9	0.4	0.4	0.5	0.3	0.1	0.6	0.3	0.2	0.5	0.4	0.1	0.4	0.3	0.1	0.8	0.6	0.2	1.1	0.8	0.3		
保健師	0.1	0.1	0.0		
助産師	0.0	0.0	0.0		
機能訓練指導員	1.0	0.7	0.3	0.5	0.4	0.1	0.6	0.5	0.1
看護師(再掲)	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.2	0.1	0.0
准看護師(再掲)	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0
理学療法士	1.0	0.8	0.2	* 0.2	* 0.1	* 0.0	1.4	1.3	0.1	1.7	1.5	0.2	* 0.1	* 0.1	* 0.0	* 0.1	* 0.1	* 0.0		
作業療法士	0.5	0.4	0.1	* 0.1	* 0.1	* 0.0	0.9	0.8	0.1	0.6	0.5	0.1	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.1	* 0.0	* 0.0		
言語聴覚士	0.1	0.1	0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0		
柔道整復師	* 0.1	* 0.1	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.1	* 0.1	* 0.0		
あん摩マッサージ指圧師	* 0.1	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0		
歯科衛生士	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
精神保健福祉士等		
専門職員		
社会福祉主事(再掲)		
介護支援専門員	0.4	0.4	0.0		
計画作成担当者	0.9	0.8	0.1		
生活相談員・支援相談員	1.4	1.3	0.1	0.9	0.8	0.0	1.1	1.1	0.0		
社会福祉士(再掲)	0.2	0.1	0.0	0.2	0.2	0.0	0.1	0.1	0.0		
障害者生活支援員		
介護職員(訪問介護員)	7.3	4.3	3.1	3.6	2.4	1.3	6.2	4.1	2.1	8.1	6.6	1.5	5.3	4.1	1.2	12.5	10.7	1.8	17.1	13.3	3.7		
介護福祉士(再掲)	3.7	2.6	1.0	1.5	1.1	0.4	2.6	2.0	0.6	5.2	4.6	0.6	3.0	2.6	0.4	7.1	6.6	0.6	7.5	6.5	1.0		
実務者研修修了者(再掲)	0.4	0.3	0.1	0.2	0.1	0.0		
旧基礎研修課程修了者(再掲)	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0		
旧ヘルパー1級課程修了者(再掲)	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0		
初任者研修修了者(再掲)	2.8	1.1	1.8	0.9	0.5	0.4		
オペレーター		
面接相談員		
福祉用具専門相談員		
管理栄養士	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.0	0.1	0.1	0.0	0.4	0.4	0.0		
栄養士	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.0		
調理員	0.4	0.2	0.3	0.9	0.6	0.3		
その他の職員	0.5	0.5	0.1	0.4	0.3	0.1	0.5	0.4	0.1	0.9	0.6	0.3	1.5	1.0	0.5	3.0	1.9	1.1		

注：常勤換算従事者数は調査した職種のみであり、調査した職種以外は「…」とした。

介護予防を一体的に行っている事業所の従事者を含む。

介護予防のみ行っている事業所は対象外とした。

従事者不詳の事業所を除いて算出した。

「常勤」は兼務者の常勤換算数と専従者数との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。

「※」は機能訓練指導員の再掲である。

1) 「短期入所生活介護」は、空床利用型のみに従事者を含まない。

2) 通所リハビリテーションの「看護師」は、保健師を含む。

統計表 1施設・事業所当たり常勤換算従事者数(3-2) (詳細票)

(単位:人) 平成29年10月1日現在

	福祉用具貸与			特定福祉用具販売			定期巡回・随時対応型訪問介護看護			夜間対応型訪問介護			地域密着型通所介護			認知症対応型通所介護			小規模多機能型居宅介護			認知症対応型共同生活介護		
	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
総数	5.0	4.7	0.3	5.0	4.7	0.3	17.5	13.5	4.0	11.5	8.5	2.9	5.8	3.9	1.9	7.3	5.2	2.1	11.6	8.8	2.8	13.4	10.9	2.5
施設長
医師	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
歯科医師
薬剤師
看護師 ¹⁾	1.3	1.0	0.2	0.3	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.5	0.3	0.2	* 0.2	* 0.1	* 0.1
准看護師	0.3	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.5	0.4	0.1	* 0.2	* 0.1	* 0.0
保健師
助産師
機能訓練指導員	0.6	0.4	0.3	0.4	0.2	0.2
看護師(再掲)	0.2	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1
准看護師(再掲)	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
理学療法士	0.1	0.1	0.0	* 0.1	* 0.1	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0
作業療法士	0.1	0.1	0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0
言語聴覚士	0.0	0.0	0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0
柔道整復師	* 0.1	* 0.1	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0
あん摩マッサージ指圧師	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0	* 0.0
歯科衛生士	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
精神保健福祉士等
専門職員
社会福祉主事(再掲)
介護支援専門員	0.7	0.6	0.1	** 0.6	** 0.5	** 0.1
計画作成担当者	0.9	0.8	0.1
生活相談員・支援相談員	1.2	1.0	0.1	1.1	1.0	0.1
社会福祉士(再掲)	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0
障害者生活支援員
介護職員(訪問介護員)	9.2	6.5	2.7	5.6	3.6	2.1	2.7	1.7	1.1	4.7	3.3	1.3	9.2	6.9	2.3	11.6	9.3	2.3
介護福祉士(再掲)	5.7	4.4	1.3	3.8	2.7	1.1	0.8	0.6	0.2	2.2	1.7	0.4	4.1	3.5	0.6	4.7	4.2	0.5
実務者研修修了者(再掲)	0.2	0.2	0.1
旧基礎研修課程修了者(再掲)	0.0	0.0	0.0
旧ヘルパー1級課程修了者(再掲)	0.1	0.0	0.0
初任者研修修了者(再掲)	1.2	0.5	0.7
オペレーター	6.1	5.1	1.0	3.8	3.0	0.7
面接相談員	1.8	1.7	0.1
福祉用具専門相談員	3.8	3.6	0.2	3.8	3.6	0.2
管理栄養士	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
栄養士	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
調理員	0.2	0.1	0.1	0.2	0.0	0.1
その他の職員	1.1	1.0	0.1	1.2	1.0	0.1	0.4	0.4	0.0	0.3	0.3	0.0	0.5	0.5	0.1	0.6	0.5	0.1	0.8	0.6	0.1	0.8	0.7	0.1

注：常勤換算従事者数は調査した職種のみであり、調査した職種以外は「…」とした。

介護予防を一体的に行っている事業所の従事者を含む。

介護予防のみ行っている事業所は対象外とした。

従事者不詳の事業所を除いて算出した。

「常勤」は兼務者の常勤換算数と専従者数との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。

「※」は機能訓練指導員の再掲である。

「*」は介護職員の再掲である。

「**」は計画作成担当者の再掲である。

1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の「看護師」は、保健師を含む。

統計表 1施設・事業所当たり常勤換算従事者数(3-3) (詳細票)

(単位:人)

平成29年10月1日現在

	地域密着型特定施設 入居者生活介護			複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)			地域密着型介護老人福祉施設			介護予防支援事業所 (地域包括支援センター)			居宅介護支援事業所			介護老人福祉施設			介護老人保健施設			介護療養型医療施設 ¹⁾			
	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	
総数	15.7	13.1	2.6	15.6	12.2	3.5	21.6	18.6	3.0	6.2	5.7	0.6	2.9	2.7	0.2	44.8	37.6	7.2	52.1	45.8	6.4	35.7	31.9	3.9	
施設長	0.6	0.6	0.0	0.8	0.8	0.0	
医師	0.1	0.0	0.1	0.2	0.0	0.2	1.1	0.9	0.2	2.7	1.9	0.8	
歯科医師	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
薬剤師	0.3	0.1	0.2	0.9	0.8	0.1	
看護師 ²⁾	0.9	0.7	0.2	3.6	2.6	1.0	1.1	0.9	0.2	※※ 0.7	※※ 0.6	※※ 0.0	2.3	1.8	0.5	5.3	4.5	0.9	6.9	6.2	0.8	
准看護師	0.7	0.6	0.1	0.9	0.6	0.2	0.8	0.6	0.1	1.7	1.4	0.3	4.6	3.9	0.7	6.1	5.4	0.7	
保健師	0.1	0.1	0.0	※※ 0.8	※※ 0.8	※※ 0.0	
助産師	
機能訓練指導員	0.5	0.4	0.1	0.5	0.4	0.1	0.8	0.7	0.1	
看護師(再掲)	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.2	0.2	0.0	
准看護師(再掲)	0.2	0.2	0.0	0.2	0.2	0.0	0.2	0.2	0.0	
理学療法士	※ 0.1	※ 0.0	※ 0.0	0.2	0.2	0.1	※ 0.1	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.1	※ 0.1	※ 0.0	1.9	1.8	0.1	1.8	1.7	0.0	
作業療法士	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	0.1	0.1	0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.1	※ 0.1	※ 0.0	1.3	1.2	0.1	0.9	0.9	0.0	
言語聴覚士	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	0.0	0.0	0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	0.3	0.2	0.0	0.4	0.4	0.0	
柔道整復師	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.1	※ 0.1	※ 0.0	
あん摩マッサージ指圧師	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.1	※ 0.1	※ 0.0	
歯科衛生士	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	
精神保健福祉士等	0.1	0.1	0.0
専門職員	5.5	5.0	0.4	
社会福祉主事(再掲)	0.1	0.1	0.0	
介護支援専門員	0.7	0.6	0.1	0.8	0.8	0.0	※※ 2.3	※※ 2.0	※※ 0.3	2.6	2.4	0.2	1.2	1.2	0.0	1.5	1.5	0.0	1.1	1.0	0.0	
計画作成担当者	0.6	0.6	0.1	
生活相談員・支援相談員	0.8	0.8	0.0	0.9	0.9	0.0	1.3	1.3	0.0	1.6	1.6	0.0	
社会福祉士(再掲)	0.1	0.1	0.0	0.2	0.2	0.0	※※ 1.6	※※ 1.5	※※ 0.1	0.4	0.4	0.0	0.7	0.6	0.0	
障害者生活支援員	0.0	0.0	-	0.0	0.0	0.0	
介護職員(訪問介護員)	10.7	9.0	1.7	9.3	7.4	1.9	14.0	12.2	1.8	29.8	25.6	4.2	27.4	24.7	2.7	13.6	12.2	1.4	
介護福祉士(再掲)	5.0	4.5	0.4	5.0	4.4	0.6	7.9	7.3	0.5	18.0	16.5	1.4	18.3	17.3	1.0	6.6	6.4	0.3	
実務者研修修了者(再掲)	
旧基礎研修課程修了者(再掲)	
旧ヘルパー1級課程修了者(再掲)	
初任者研修修了者(再掲)	
オペレーター	
面接相談員	
福祉用具専門相談員	
管理栄養士	0.5	0.5	0.0	0.9	0.9	0.0	1.0	1.0	0.0	0.9	0.9	0.0	
栄養士	0.2	0.2	0.0	0.2	0.2	0.0	0.2	0.2	0.0	0.2	0.2	0.0	
調理員	0.9	0.6	0.3	2.0	1.4	0.5	1.6	1.2	0.4	
その他の職員	1.4	1.0	0.4	0.7	0.5	0.1	1.1	0.7	0.4	0.8	0.6	0.1	0.3	0.3	0.0	3.6	2.3	1.3	3.9	2.9	1.0	

注：常勤換算従事者数は調査した職種のみであり、調査した職種以外は「…」とした。

介護予防を一体的に行っている事業所の従事者を含む。

介護予防のみ行っている事業所は対象外とした。

従事者不詳の事業所を除いて算出した。

「常勤」は兼務者の常勤換算数と専従者数との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。

「※」は機能訓練指導員の再掲である。

「※※」は専門職員の再掲である。

1) 「介護療養型医療施設」は、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。

2) 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の「看護師」は、保健師を含む。

用語の定義

1 介護予防サービス・居宅サービス

(1) 介護予防訪問介護、訪問介護

居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

(2) 介護予防訪問入浴介護、訪問入浴介護

居宅を訪問し、浴槽を提供されて受ける入浴の介護

(3) 介護予防訪問看護、訪問看護

居宅で看護師等から受ける療養上の世話又は必要な診療の補助

(4) 介護予防通所介護、通所介護

老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(5) 介護予防通所リハビリテーション、通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院・診療所に通って受ける心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法等のリハビリテーション

(6) 介護予防短期入所生活介護、短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等の施設や老人短期入所施設への短期入所で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(7) 介護予防短期入所療養介護、短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等への短期入所で受ける看護、医学的管理下の介護と機能訓練等の必要な医療並びに日常生活上の世話

(8) 介護予防特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者等が、特定施設サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話

(9) 介護予防福祉用具貸与、福祉用具貸与

日常生活上の便宜を図るための用具や機能訓練のための用具で、日常生活の自立を助けるもの（厚生労働大臣が定めるもの）の貸与

(10) 特定介護予防福祉用具販売、特定福祉用具販売

福祉用具のうち、入浴又は排せつの用に供するための用具等の販売

2 地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回訪問又は通報を受け、居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、看護師等から受ける療養上の世話又は必要な診療の補助

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的な巡回訪問又は通報を受け、居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

(3) 地域密着型通所介護

小規模の老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(4) 介護予防認知症対応型通所介護、認知症対応型通所介護

認知症の要介護者（要支援者）が、デイサービスを行う施設等に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(5) 介護予防小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護

居宅又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、又は短期間宿泊させ、当該拠点において受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(6) 介護予防認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護

比較的安定した状態にある認知症の要介護者（要支援者）が、共同生活を営む住居で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者等が、地域密着型サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話

(8) 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス

(9) 地域密着型介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による市町村長の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、地域密着型サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

3 介護予防支援

居宅要支援者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、介護予防サービスや地域密着型介護予防サービスを適切に利用するための介護予防サービス計画等の作成、介護予防サービス提供確保のための事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うもの

4 居宅介護支援

居宅要介護者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、在宅サービス等を適切に利用するために、利用するサービスの種類・内容等の居宅サービス計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うとともに、介護保険施設等への入所が必要な場合は施設への紹介その他の便宜の提供等を行うもの

5 介護保険施設

(1) 介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が30人以上であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

(2) 介護老人保健施設

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設

(3) 介護療養型医療施設

医療法に規定する医療施設で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設

6 開設・経営主体

(1) 日本赤十字社・社会保険関係団体

日本赤十字社、厚生（医療）農業協同組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

ただし、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設においては、厚生（医療）農業協同組合連

合会を「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」として表章した。（老人福祉法附則第6条の2の規定により、特別養護老人ホームについては、厚生（医療）農業協同組合連合会は社会福祉法人とみなされるため。）

(2) 独立行政法人

独立行政法人通則法（平成11年法律103号）の規定及び個別法の定めるところにより設立された法人

(3) 社会福祉法人

社会福祉法第22条の規定に基づく社会福祉法人（地方公共団体が設立した社会福祉事業団を含む）

(4) 医療法人

医療法第39条の規定に基づく医療法人

(5) 社団・財団法人

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等に基づく認定を受けた公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等に基づき設立等された一般社団法人及び一般財団法人

(6) 協同組合

農業協同組合法の規定に基づく農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法の規定に基づく消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

ただし、訪問看護ステーションにおいては、厚生（医療）農業協同組合連合会を「日本赤十字社・社会保険関係団体・独立行政法人」として表章した。

(7) 営利法人（会社）

会社法の規定による株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社（会社法改正前の有限会社を含む）

(8) 特定非営利活動法人（NPO）

特定非営利活動促進法第2条の規定に基づく特定非営利活動法人

7 常勤換算従事者数

兼務している常勤者（当該施設（事業所）において定められている勤務時間数のすべてを勤務している者）及び非常勤者について、その職務に従事した1週間の勤務延時間数（残業を除く）を当該施設（事業所）の常勤の従事者が勤務すべき1週間の勤務時間数（32時間を下回る場合は32時間）で除し、小数点以下第2位を四捨五入した数と常勤の専従職員数の合計